

公安審査委員会重要経済安保情報保護規程

令和7年5月12日 委員会決定

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 重要経済安保情報の指定等（第7条－第18条）
- 第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務
 - 第1節 保護のための環境整備（第19条－第25条）
 - 第2節 作成（第26条・第27条）
 - 第3節 運搬、交付及び伝達（第28条－第35条）
 - 第4節 保管等（第36条－第39条）
 - 第5節 検査（第40条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第41条）
- 第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第42条）
- 第5章 他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供（第43条－第46条）
- 第6章 適合事業者への重要経済安保情報の提供（第47条－第50条）
- 第7章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置（第51条）
- 第8章 適性評価（第52条－第61条）
- 第9章 通報窓口（第62条）
- 第10章 雑則（第63条－第70条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する指定された重要経済安保情報（以下「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）第11条第1項の規定に基づき、必要な措置の実施に関する事項を定めるものとする。

- 2 公安審査委員会（以下「委員会」という。）における重要経済安保情報の保護に関しては、法、令、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、法、令及び運用基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。
- (2) 「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。

（重要経済安保情報管理者）

第3条 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、公安審査委員会事務局長（以下「事務局長」という。）とする。

（保全責任者等）

第4条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務の管理を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。

- 2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するための措置を講ずるものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。
- 4 重要経済安保情報管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。
- 5 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

(職員の範囲の制限等)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定(法第6条第1項の規定により提供を受ける重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。この決定された範囲に当たる職員をこの条において「取扱者」という。)は、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面(別記第1号様式)に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者が把握するため、取扱者ごとに、当該取扱者が取り扱うことのできる重要経済安保情報を明らかにする必要があるときは、重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報取扱者名簿(別記第2号様式)を備え、事務に用いることができる。
- 4 重要経済安保情報管理者は、前項の措置を保全責任者にさせることができる。

(保全教育)

第6条 重要経済安保情報管理者は、委員長、委員、委員補佐及び公安審査委員会事務局(以下「事務局」という。)職員に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

- 2 前項の教育は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 重要経済安保情報の指定等

(重要経済安保情報の指定)

第7条 委員会は、法第3条第1項の規定に基づき重要経済安保情報を指定する(法第6条第1項の規定により提供された重要経済安保情報が法第3条第1項の要件を満たす場合を含む。)ときは、重要経済安保情報として指定の決

定をした上で、重要経済安保情報指定書（別記第3号様式）により指定するものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報に該当する情報があると認められた場合は、委員長に対し、速やかにその旨を申し出なければならない。
- 3 委員会の委員、委員補佐及び事務局職員は、その職務において、重要経済安保情報に該当する情報があると認められた場合は、直ちに重要経済安保情報管理者に報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報指定管理簿）

第8条 委員会に、重要経済安保情報の指定及びその解除を適切に管理するため、重要経済安保情報指定管理簿（別記第4号様式）を備え、重要経済安保情報管理者が管理するものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、令第3条、第6条、第7条第1項第3号、第8条第2号及び第10条第1項第3号並びに運用基準第2章第3節5の規定による重要経済安保情報指定管理簿への記載又は記録を担当するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、前項の措置を保全責任者にさせることができる。
- 4 重要経済安保情報管理者は、第2項により、重要経済安保情報指定管理簿に所定の事項を記載又は記録したときは、内閣府独立公文書管理監に対し、当該指定等に関する重要経済安保情報指定管理簿の写しを提出するものとする。

（重要経済安保情報の表示の方法）

第9条 重要経済安保情報表示（令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい

箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

- 2 前項の規定により重要経済安保情報表示を付した複数のページにわたる文書又は図画であつて、その冒頭のページに重要経済安保情報である情報が記録されていないものについては、同ページに、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で付すこととする。
- 3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「重要経済安保情報文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。
- 4 第1項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、重要経済安保情報表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。
- 6 重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（重要経済安保情報表示が困難な場合における通知の方法）

第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下この章において同じ。）は、委員会が、重要経済安保情報である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した書面（別記第5号様式）の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下、この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うものとする。

- 2 前項の通知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該重要経済安保情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。
- 3 第1項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報の指定等に係る周知の方法)

第11条 重要経済安保情報の指定がなされたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した書面(別記第6号様式)又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員(前条の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。

- 2 前項の周知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該重要経済安保情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。
- 3 第1項の周知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(指定有効期間の延長)

第12条 委員会が、法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長するときは決定により延長するものとし、決定に基づき書面(別記第7号様式)を作成するものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が、法第3条第1項に規定する要件を満たすものと認めるときは、委員長に対し、当該指定の有効期間が満了する前に、その旨を申し出なければならない。
- 3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を満たすものと認めるときは、重要経済安保情報管理者に対し、当該指定の有効期間が満了する前に、その旨報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知等)

第13条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記した書面(別記第8号様式)の交付により行うものとする。第10条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

- 2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面（別記第9号様式）又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

（指定の理由の点検）

第14条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定の理由の点検を年1回以上行うものとする。

- 2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、指定理由点検記録簿（別記第10号様式）にその結果を記載し、又は記録するものとする。

（重要経済安保情報指定の解除）

第15条 委員会が、法第4条第7項の規定に基づき重要経済安保情報の指定を解除するときは、決定により解除するものとし、決定に基づき書面（別記第11号様式）を作成するものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、委員長に速やかにその旨を申し出なければならない。
- 3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、重要経済安保情報として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、直ちに重要経済安保情報管理者に報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報表示の抹消）

第16条 重要経済安保情報表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によっ

て重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

- 2 前項の重要経済安保情報表示の抹消により、第9条第2項の規定により付された「重要経済安保情報文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第17条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

- 2 指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- 3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面（別記第12号様式）の交付により行うものとする。第10条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

- 4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面（別記第13号様式）又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

(指定の解除に伴う措置)

第18条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

- 2 指定解除表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定の解除に伴う通知は、委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面（別記第14号様式）の交付により行うものとする。第10条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。
- 4 指定の解除に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面（別記第15号様式）又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

(重要経済安保情報へのアクセス管理)

第19条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を取り扱う執務室等について、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他の適切な物理的措置を講ずるものとする。

(立入制限)

第20条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

- 2 前項の規定により立入りが禁止された場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込み制限)

第21条 重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場

所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
 - (2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）
 - (3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
 - (4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設
- 2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管容器）

第22条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体に準用する。
- 5 前各項の規定によることができないときは、重要経済安保情報管理者の定めるところによる。

（重要経済安保情報の保護のための施設設備）

第23条 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第24条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、スタンダードの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であつて、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたもので取り扱うものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するものとする。
- 3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、前2項に掲げるもののほか、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」を厳格に適用するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。
- 4 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときはパスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報文書等管理簿)

第25条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等(以下この条及び第27条において物件を除く。)の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。別記第16号様式)を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等管理簿には、重要経済安保情報文書等に記録された重要経済安保情報の指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付先等を記載し、又は記録するものとする。
- 3 保全責任者は、その保管する重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等については、他の重要経済安保情報文書等と分けた重要経済安保情報文書等管理簿とすることができる。

第2節 作成

(重要経済安保情報文書等の作成)

第26条 重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成する重要経済安

保情報文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第27条 保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 第9条第1項第1号の重要経済安保情報表示で冒頭の頁に付されているもの及び同条第2項の「重要経済安保情報文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認等)

第28条 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等を交付する者は、重要経済安保情報の保護のため当該重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、重要経済安保情報管理者の指示を受け当該重要経済安保情報文書等の返却の時期を書面又は電磁的記録により明示するものとする。
- 3 前項の場合において、重要経済安保情報管理者は、必要があると認めるときは、前項の返却時期にかかわらず、交付した重要経済安保情報文書等を回収することができる。

(運搬の方法)

第29条 重要経済安保情報文書等を運搬するときは、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

- 2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適當であるときの運搬の方法については、重要経済安保情報管理者の定めるところによる。

(交付の方法)

第30条 重要経済安保情報文書等を交付するときは、重要経済安保情報文書等受領書(別記第17号様式)又は重要経済安保情報文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員(いずれも法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第34条、第38条及び第40条第3項において同じ。)が受領した旨の記録を残すものとする。

- 2 受領書を徴したときは、重要経済安保情報文書等管理簿と同様に管理・保存するものとする。
- 3 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第31条 重要経済安保情報である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第32条 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第33条 重要経済安保情報文書等(物件を除く。)を電気通信の方法により交付するときは、「法務省基準」(法務省における情報セキュリティ対策の基本方針及び同基本方針の規定を実現するための情報セキュリティ対策の基準をいう。)に従い、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メールやストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

(文書等の接受)

第34条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

第35条 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 暗号による秘匿措置を講じた場合を除き、重要経済安保情報を電話により伝達してはならない。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど重要経済安保情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。

4 重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗み見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(重要経済安保情報文書等の保管)

第36条 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始年月日、保管終了年月日その他必要な事項を記録する重要経済安保情報文書等保管管理簿(別記第18号様式)を備え、その事務に用いるものとする。

(重要経済安保情報文書等の取扱いの記録)

第37条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、年月日等を別記第19号様式の重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録するものとする。

2 前項の記録は5年間保存するものとする。

(廃棄)

第38条 重要経済安保情報文書等(物件を除く。)の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

2 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

3 立会者は、前2項の廃棄をしたときは、保全責任者にその旨報告(立会者が

保全責任者である場合を除く。)するものとし、保全責任者は、重要経済安保情報文書等管理簿に必要事項を記載又は記録するものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第39条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ委員会の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

3 第1項に規定する廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面又は電磁的記録を作成し、委員会に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた委員会は、同項に規定する事項を重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第40条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。

3 前2項の検査は、重要経済安保情報管理者が指名する職員に行わせるものとする。

4 第1項及び第2項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿の記録と実際に保管されている重要経済安保情報文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第41条 重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを重要経済安保情報管理者まで報告すること。
 - (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員又は重要経済安保情報管理者に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。
 - (3) 第1号又は第2号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを委員長に報告するとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、再発防止も含め当該重要経済安保情報の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を委員長に報告するものとする。

第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

(重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置)

第42条 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（運用基準第6章第2節1に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、重要経済安保情報管理者まで報告すること。
 - (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。
 - (3) 第1号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを委員長に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、前項の場合において、調査の結果、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5章 他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供 (他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供)

第43条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供は、令第13条の規定に基づき書面（別記第20号様式）の交付により、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するとともに、第3章第3節の規定に従い、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行うものとする。

2 前項による重要経済安保情報の提供を行ったときは、保全責任者は、重要経済安保情報文書等管理簿にその旨を記載又は記録するものとする。

3 第1項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に伴う協議）

第44条 法第6条第2項の協議は、協議書面（別記第21号様式）の事項を基本として行うものとする。

（他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め）

第45条 重要経済安保情報管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者と令第14条に規定する事項の詳細について取決めを行うものとする。

（公益上の必要による重要経済安保情報の提供）

第46条 重要経済安保情報管理者は、法第9条第1項の規定により重要経済安保情報の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により委員長に申し出るものとする。

2 委員会は、法第9条第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、決定により重要経済安保情報を提供するものとする。

3 前項の決定を得て重要経済安保情報を提供するときは、令第13条の規定に基づき書面（別記第20号様式）の交付により、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するとともに、第3章第3節の規定に準じて、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行うものとする。

4 前項による重要経済安保情報の提供を行ったときは、保全責任者は、重要経済安保情報等管理簿にその旨を記載又は記録するものとする。

5 第3項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第6章 適合事業者への重要経済安保情報の提供

(適合事業者の適合性の審査)

第47条 重要経済安保情報管理者は、法第10条第1項又は第2項の適合事業者（以下「適合事業者」という。）としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、運用基準第5章第1節2（3）の考慮要素を踏まえて審査するものとする。

- 2 適合事業者が取り扱う重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に該当する場合には、前項の審査を行う際に、重要経済安保情報を保護するために必要な措置の実施に関する規程として前項の申請に係る事業者が定めるものにおいて、当該重要経済安保情報を保有させ、又は提供する前に確保されるべき事項として当該情報の保護に関する国際約束に規定する内容のうち適合事業者に係るものが適切に含まれていることを確認するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、第1項の申請に係る事業者に対し、同項の審査結果を記載した書面の交付により通知するものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。
- 4 重要経済安保情報管理者は、適合事業者が第1項の規定により適合性の審査を受けるために行った申請の内容を変更するときは、運用基準別添12に規定する「認定申請書」により、変更内容について申請を求め、運用基準第5章第1節2（3）の考慮要素を踏まえて審査するものとする。この項の規定により申請した内容を変更する場合も同様とする。

(適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等に関する決定)

第48条 適合事業者に重要経済安保情報を保有させ、又は提供するときは、委員長に申し出るものとする。ただし、他の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているときは、法第10条第1項ただし書の同意をあらかじめ得るものとする。

- 2 委員会は、適合事業者に重要経済安保情報を保有させ、又は提供することが相当と認めるときは、決定により重要経済安保情報を保有させ、又は提供するものとする。
- 3 前項の決定を得て重要経済安保情報を提供するときは、令第13条の規定に基づき書面（別記第20号様式）により、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するものとする。第10条第3項の規定は、この場合に準用する。

(重要経済安保情報の保護に係る契約の締結)

第49条 前条の決定を得た場合でなければ、法第10条第1項又は第2項の規定に基づく重要経済安保情報の保護に係る適合事業者との契約の締結を行うことができない。

2 前項の契約に定める契約条項に係る基準が必要なときは、法務省大臣官房長が別に定める。

(適合事業者の適合性の審査結果の通知の撤回)

第50条 重要経済安保情報管理者は、適合事業者が運用基準第5章第1節2(2)又は(3)に適合しなくなったと認めるときは、第47条第3項の通知を撤回することができる。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の撤回を行ったときは、その旨を契約担当官等に通知しなければならない。

3 重要経済安保情報管理者は、第1項の撤回を行ったときは、交付した重要経済安保情報文書等について、直ちに当該撤回に係る事業者に返却を指示し、回収しなければならない。

第7章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置

(提供を受けた者による保護措置)

第51条 法第9条(同条第1項第1号(イ及びロに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により重要経済安保情報の提供を受けたときは、第3条、第22条、第24条、第26条、第28条から第35条まで、第38条、第40条及び第41条に規定する措置を講ずるほか、第4条から第6条まで、第9条、第10条及び第13条第1項及び第16条から第18条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、第24条、第29条、第31条及び第41条中「重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員」とあるのは、「重要経済安保情報を利用し、又は知る職員」と、第40条第3項中「重要経済安保情報管理者が指名する職員」とあるのは、「重要経済安保情報管理者が指名する職員(重要経済安保情報を利用し、又は知る職員に限る。)」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を利用し、又は知る職員に対して、当該重要経済安保情報を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

第8章 適性評価

(適性評価実施責任者)

第52条 運用基準第4章第2節1(1)に規定する適性評価実施責任者は、事務局長とする。

(適性評価実施担当者)

第53条 運用基準第4章第2節1(2)に規定する適性評価実施担当者は、適性評価実施責任者が指名する事務局の専門職をもって充てる。

2 適性評価実施責任者は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適性評価実施担当者を指名することができる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第54条 運用基準第4章第2節1(5)の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、委員会の委員のうち委員会が指名した者とする。

2 前2条の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務(法第12条第6項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。)に関与してはならない。

(候補者名簿等)

第55条 運用基準第4章第2節2(1)①に規定する名簿(以下「候補者名簿(行政機関の職員)」という。)の様式は、別記第22号様式のとおりとする。

2 運用基準第4章第2節2(1)②に規定する名簿(以下「候補者名簿(適合事業者の従業者)」という。)の様式は、別記第23号様式のとおりとする。

3 運用基準第4章第2節2(1)②に規定する適合事業者に対する通知は、別記第24号様式により行う。

4 運用基準第4章第2節2(2)に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、候補者名簿(行政機関の職員)若しくは候補者名簿(適合事業者の従業者)に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第25号様式を交付することにより行う。第10条第3項の規定は、この場合に準用する。

5 運用基準第4章第2節2(2)に規定する適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿(適合事業者の従業者)を添付した別記第26号様式を交付することにより行う。

(内閣総理大臣への適性評価調査を行うこと等の求め)

第56条 運用基準第4章第2節4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する適性評価調査を行うことの求めは、別記第27号様式により行う。

- 2 運用基準第4章第2節4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知することの求めは、別記第28号様式により行う。

(適性評価の結果等の通知)

第57条 運用基準第4章第2節3(2)④又は7(2)に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、別記第29号様式により行う。

- 2 運用基準第4章第2節3(2)④、3(3)又は7(3)に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する通知は、別記第30号様式により行う。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第58条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び委員会が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(苦情処理体制)

第59条 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理責任者及び苦情受理窓口担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 苦情処理責任者 事務局長
 - (2) 苦情受理窓口担当者 事務局長が指名する事務局の専門職
- 2 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理担当者は、苦情の内容に応じ、苦情処理責任者が指名するものとする。

(相談処理体制)

第60条 運用基準第4章第6節に規定する相談処理責任者及び相談受理窓口の担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 相談処理責任者 事務局長
 - (2) 相談受理窓口担当者 事務局長が指名する事務局の専門職
- 2 運用基準第4章第6節に規定する相談処理担当者は、相談の内容に応じ、相談処理責任者が指名するものとする。

(適性評価の実施等への協力)

第61条 重要経済安保情報管理者は、第55条第1項及び第2項に規定する

名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第9章 通報窓口

(通報窓口)

第62条 運用基準第6章第3節に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口は、事務局とする。

2 前項の通報の処理責任者及び通報受理窓口担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 通報処理責任者 事務局長

(2) 通報受理窓口担当者 事務局長が指名する事務局の専門職

3 通報処理責任者は、必要があるときは、通報の内容に応じ、通報処理担当者を指名し、通報の事案の処理を担当させることができる。

第10章 雑則

(指定前の取扱い)

第63条 重要経済安保情報として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、この規程に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(指定解除後等の取扱い)

第64条 重要経済安保情報の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(相互協力)

第65条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護につき、相互に協力するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第66条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された重要経済安保情報の取扱い)

第67条 前条までに定めるもののほか、重要経済安保情報であつて情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第68条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、事務局長が定めることができる。

(規程の特例)

第69条 重要経済安保情報管理者は、所掌業務の特殊性に鑑み、追加的措置を講ずる必要があると認めるときは、委員長と協議の上、重要経済安保情報の保護措置を別に定めることができる。

(標準文書保存期間基準の改正)

第70条 重要経済安保情報管理者は、法、令、運用基準及びこの規程の定めるところにより作成又は取得する行政文書について、当該重要経済安保情報管理者が属する組織の文書管理者に申し出て、標準文書保存期間基準について必要な改正を求めるものとする。

附 則 (令和7年5月12日委員会決定)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年5月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第4条第5項及び第30条の規定の適用については、これらの規定中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報」とあるのは、「重要経済安保情報」と、第5条の規定の適用については、同条中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報」とあるのは、「重要経済安保情報」と、「範囲の決定」とあるのは、「指名」とする。

職員の範囲

指定の整理番号「」の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員として、重要経済安保情報管理者が指定する職員は下記のとおりとする。

ただし、本範囲に当たる者であっても、法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務をしてはならない。

記

重要経済安保情報取扱者名簿

部局又は官署名					重要経済安保情報管理者		
番号	氏名	所属部署	官職	適性評価確認日	取り扱うことができる重要経済安保情報の整理番号	備考	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注釈)

- 1 重要経済安保情報管理者が第5条に当たるものであるときは、記載又は記録すること。ただし、特段の支障又は理由により適性評価を実施しないときなどは、この限りでない。
- 2 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者についても、記載又は記録すること。
- 3 備考欄には、重要経済安保情報管理者が参考となる事項を記載又は記録すること。名簿に登録された者が保全責任者、臨時代行職員又は保全責任者補助者であるときは、備考欄にその旨記すこと。
- 4 記載又は記録された事項の変更があるときは、当該事項に赤色の二重線を付すとともに、その理由を備考欄に赤色文字で記載又は記録すること。

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報を指定する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 運用基準に記載の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の理由
別紙のとおり
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
委員長、委員、委員補佐、事務局長及び（重要経済安保情報管理者）が指定する職員
ただし、職員の範囲に当たる者であっても、法第11条の規定により重要経済情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければ、重要経済情報の取扱いの業務をしてはならない。
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

指定の理由

別紙

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の指定について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者 × × × ×

重要経済安保情報の指定について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定有効期間延長決定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 運用基準に記載の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 延長後の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者 × × × ×

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の延長をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

令和 年 月 日

重要経済安保情報指定解除書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定の解除の理由

（注）重要経済安保情報に指定された情報の一部を解除（以下「一部解除」という。）する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、記書きに「4 一部解除後の対象情報」を追記。

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（通知）

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者 × × × ×

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（周知）
標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した
ので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の指定の解除について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

（文書番号）

令和 年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者 × × × ×

重要経済安保情報の指定の解除について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を追記。

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件名	
発送機関名	
発 送 者	

上記の文書物件を受領しました(該当するに印をつける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

（文書番号）

令和 年 月 日

（提供先） 殿

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

提供する重要経済安保情報の指定の有効期間満了年月日について
（通知）

（提供先）に対し、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）[第6条第1項/第8条/第9条/第10条第1項/第18条第4項後段]の規定に基づき提供する重要経済安保情報の指定の有効期間満了年月日は下記のとおりであるので、その旨通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間満了年月日

（文書番号）
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長）殿

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条の規定に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される重要経済安保情報の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

公安審査委員会が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供する重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第14条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

（文書番号）
令和 年 月 日

（提供元行政機関の長）殿

公安審査委員会委員長 × × × ×
（公印省略）

重要経済安保情報の保護に関する法律第6条の規定に基づく重要経済安保情報の提供について（回答）

○年○月○日付け（文書番号）をもって協議のありました標記の件については、協議書に記されたとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、その旨回答します。

候補者名簿(行政機関の職員)

重要経済安保情報管理者：

作成日：●年●月●日

番号	ふりがな		生年月日				所属部署	役職名	法第12条第1項		法第12条第7項 該当の有無 (※1)	選定に当たって参考と なる事項	承認の 有無 (※2)
	氏	名	年号	年	月	日			該当 する号	第3号に該当すると認められる理由			

(※1)法第12条第7項の該当の有無については、○か×を記載

(※2)適性評価実施部署において記載(承認が得られたものに○を、得られなかったものに×を記載)

（文書番号）
令和 年 月 日

（適合事業者）

様

重要経済安保情報管理者

適性評価に関する通知書（名簿への不登載）

以下の者については、適性評価実施責任者に提出する候補者名簿に登載しないこととしたため、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（1）②の規定により通知します。本通知の内容は、該当する者にそれぞれ通知してください。

【なお、本通知の内容を、以下の者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

ふりがな 氏名	生年月日	所属部署	派遣労働者（※）

（※）派遣労働者であるときは、○を記載すること。

<問合せ先>

公安審査委員会事務局

住所

電話

電子メール

（文書番号）
令和 年 月 日

重要経済安保情報管理者
殿

適性評価実施責任者

適性評価に関する通知書（委員会の承認）

○年○月○日付け候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕
に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての公安審査委員会
委員長の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解
除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための
基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知
します。

（文書番号）
令和 年 月 日

（適合事業者）
様

重要経済安保情報管理者

適性評価に関する通知書（委員会の承認）

貴社の従業者に関し、適性評価を実施することについての委員会の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

公安審査委員会事務局

住所

電話

電子メール

（文書番号）
令和 年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）
殿

適性評価実施責任者

適性評価調査を行うことの求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第4項の規定に基づき、下記資料を添えて適性評価調査を行うことを求めます。

記

- ・ 評価対象者の連絡先
- ・ 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し
- ・ 〔行政機関内／適合事業者内〕の担当者名及び連絡先
- ・ 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2-1「適性評価の実施についての同意書」及び別添2-2「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写し

（文書番号）
令和 年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）
殿

適性評価実施責任者

適性評価調査の結果通知の求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第7項の規定に基づき、下記資料を添えて直近他機関適性評価における適性評価調査の結果を通知するよう求めます。

記

- ・ 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2－3「適性評価の実施についての同意書（第12条第7項）」の写し
- ・ 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し

（文書番号）
令和 年 月 日

重要経済安保情報管理者
殿

適性評価実施責任者

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／7（2）〕の規定により通知します。

【なお、別表に記載されている者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知してください。※従業者の場合に追記】

（文書番号）
令和 年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）
殿

適性評価実施責任者

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／3（3）／7（3）〕の規定により通知します。

